

浦安市小中学生等自転車乗車用ヘルメット購入補助金交付規則をここに公布する。

令和5年6月30日

浦安市長

## 浦安市規則第50号

### 浦安市小中学生等自転車乗車用ヘルメット購入補助金交付規則

(目的)

**第1条** この規則は、小中学生等（小中学生及び幼児をいう。以下同じ。）の自転車乗車用ヘルメットを販売した事業協力店に対し、補助金を交付することにより、小中学生等の自転車乗車用ヘルメットの着用を促進するとともに、自転車の転倒事故による小中学生等の頭部の負傷の防止又は軽減を図ることで、小中学生等の生命及び身体を守ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小中学生 令和5年4月1日時点において、6歳以上15歳未満である者をいう。
- (2) 幼児 令和5年4月1日時点において、0歳以上6歳未満である者をいう。
- (3) 自転車乗車用ヘルメット 自転車に乗車する者が、自転車に乗車する際に着用するヘルメットであって、安全性の認証を受けたSGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク、CPSCマーク又はSNELLマーク付きのものをいう。
- (4) 事業協力店 自転車乗車用ヘルメットを販売している市内の店舗のうち、小中学生の自転車乗車用ヘルメットを購入しようとする際に割引券を利用することができるものをいう。
- (5) 割引券 割引対象者が自転車乗車用ヘルメットを購入する際に割引を受けることができる券であって、市が発行するものをいう。
- (6) 割引対象者 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 市が設置する小学校又は中学校に在籍する小中学生
  - イ 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に、令和5年4月1日時点において記録されている、又は同月2日以後において記録された小中学

生であって、アに該当しないもの

ウ その他市長が必要と認めた者

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者は、事業協力店を経営する事業者であって、割引券を利用して小中学生の自転車乗車用ヘルメットを購入しようとする者に対し、割引券に記載された額を割り引いた額で当該自転車乗車用ヘルメットを販売したものとする。

(補助金の額)

**第4条** 補助金の額は、割引券により割り引いて販売した小中学生の自転車乗車用ヘルメットの販売個数1個につき2,000円(当該自転車乗車用ヘルメットの販売金額が2,000円未満のときは、当該販売金額の額)とする。

(交付の申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、浦安市小中学生等自転車乗車用ヘルメット購入補助金交付申請書兼請求書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請及び請求をしなければならない。

- (1) 購入者から提出された割引券
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

**第6条** 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果を浦安市小中学生等自転車乗車用ヘルメット購入補助金交付・不交付決定通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

**第7条** 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(償還払い)

**第8条** 市長は、第3条に規定する補助対象者のほか、割引対象者であつて、令和5年4月1日から同年6月30日（市長が特に認めるときは、市長が別に定める日）までの間に、事業協力店その他市長が認めた店舗から小中学生のための自転車乗車用ヘルメットを購入した者に対し、補助金を交付することができる。この場合における補助金の額は、2,000円（当該自転車乗車用ヘルメットの入金額が2,000円未満のときは、当該入金額の額）とする。

2 前項の規定により補助金を交付するときは、当該購入者は、浦安市小中学生等自転車乗車用ヘルメット購入補助金交付申請書兼請求書（償還払い用）（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請及び請求をしなければならない。

- (1) 市から配付された割引券
- (2) 領収書その他自転車乗車用ヘルメットを購入したことを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前2条の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(個人情報取扱)

**第9条** 事業協力店は、割引券による自転車乗車用ヘルメットの販売に伴い知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(準用)

**第10条** 第2条第4号から第6号まで及び第3条から第9条までの規定は、幼児に係る自転車乗車用ヘルメットを購入する場合について準用する。この場合において、第2条第6号中「該当する者」とあるのは「該当する者及び本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に、令和5年4月1日時点において記録されている、又は同月2日以後において記録された幼児」と、第8条第1項中「令和5年4月1日から同年6月30日」とあるのは「令和5年7月1日から同月7月31日」と読み替えるものとする。

(補則)

**第11条** この規則に定めるもののほか、浦安市小中学生等自転車乗車用ヘルメット購入補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、令和5年8月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 5 条）

浦安市小中学生等自転車乗車用ヘルメット購入補助金交付申請  
書兼請求書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

㊞

浦安市小中学生等自転車乗車用ヘルメット購入補助金の交付を受けたいの  
で、浦安市小中学生等自転車乗車用ヘルメット購入補助金交付規則第 5 条の  
規定により、次のとおり申請及び請求をします。

1 申請額及び請求額 円  
（内訳 ）

2 添付書類

購入者から提出された割引券

3 振 込 先

金融機関名	本店・支店名	種類	口座番号
		普通 当座	
フリガナ			
口座名義人			

第2号様式（第6条）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長

印

浦安市小中学生等自転車乗車用ヘルメット購入補助金交付・不  
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浦安市小中学生等自転車乗車  
用ヘルメット購入補助金の交付を決定しましたので、浦安市小中学生等自転  
車乗車用ヘルメット購入補助金交付規則第6条の規定により、次のとおり通  
知します。

1 交付決定

交付決定額 円

2 不交付決定

（理由）

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表

する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



第3号様式（第8条第2項）

浦安市小中学生等自転車乗車用ヘルメット購入補助金交付申請  
書兼請求書（償還払い用）

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所

氏 名

電話番号

浦安市小中学生等自転車乗車用ヘルメット購入補助金の交付を受けたいので、浦安市小中学生等自転車乗車用ヘルメット購入補助金交付規則第8条第2項の規定により、次のとおり申請及び請求をします。

1 申請額及び請求額 円

2 添付書類

- (1) 市から配付された割引券
- (2) 領収書その他自転車乗車用ヘルメットを購入したことを証する書類

3 振込先

金融機関名	本店・支店名	種類	口座番号
		普通 当座	
フリガナ			
口座名義人			